

## 久留米市指定給水装置工事事業者に関する各種届出等のご案内

### ● 事業の廃止、休止、再開（水道法第25条の7第2項及び施行規則第35条）

当該事由のあった日から30日以内に提出して下さい。

変更事項	提出書類等
事業を廃止するとき	<ul style="list-style-type: none"><li>指定給水装置工事事業者廃止届出書（様式第11）</li><li>指定事業者証 (紛失した場合は指定給水装置工事事業者証の紛失届を提出)</li><li>選任している主任技術者全員の主任技術者選任届出済証 (紛失した場合は給水装置工事主任技術者選任届出済証の紛失届を提出)</li></ul>
事業を休止するとき	<ul style="list-style-type: none"><li>指定給水装置工事事業者休止届出書（様式第11）</li></ul>
事業を再開するとき	<ul style="list-style-type: none"><li>指定給水装置工事事業者再開届出書（様式第11）</li></ul>

【お問合せ先】久留米市企業局上下水道部給排水設備課 給水チーム（☎ 0942-30-8522）